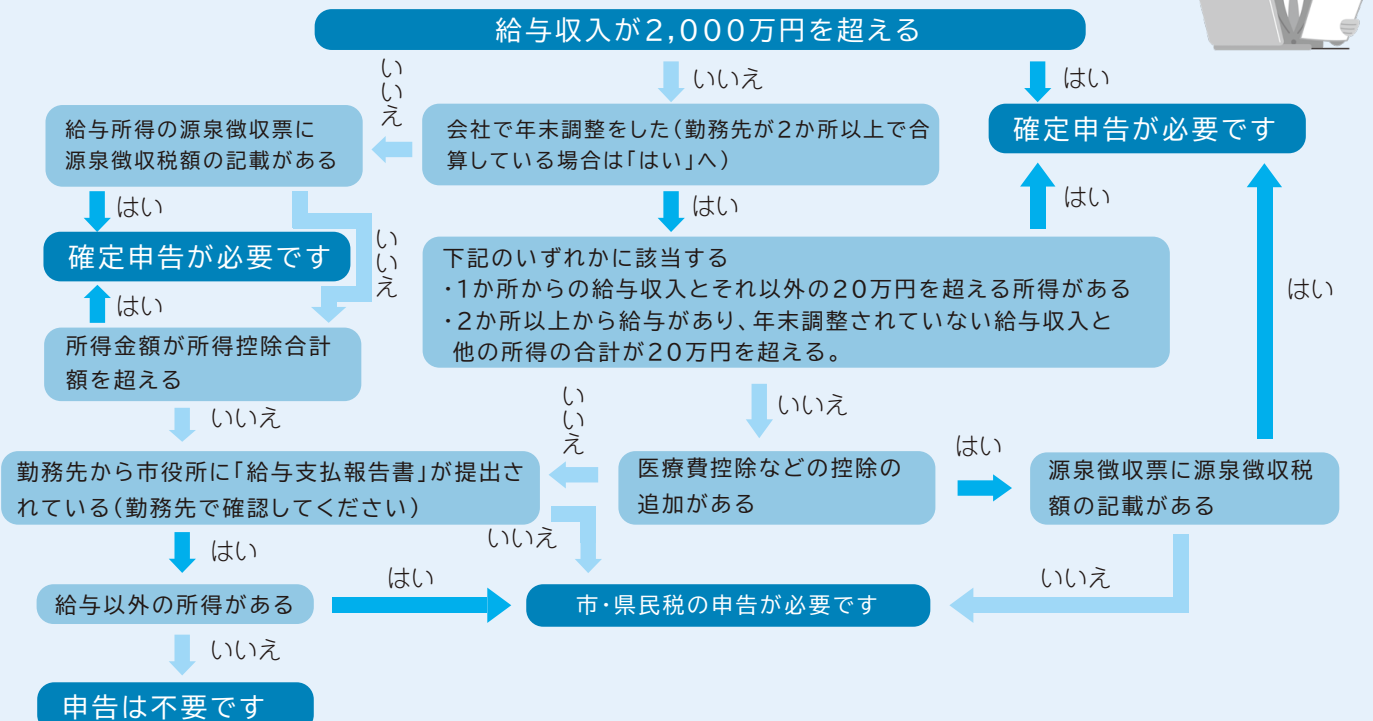
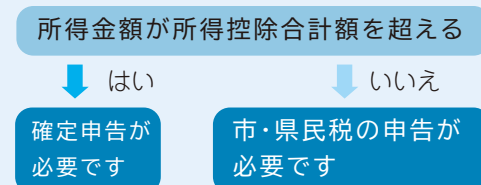


申告が必要か確認しましょう

主に給与収入があった方



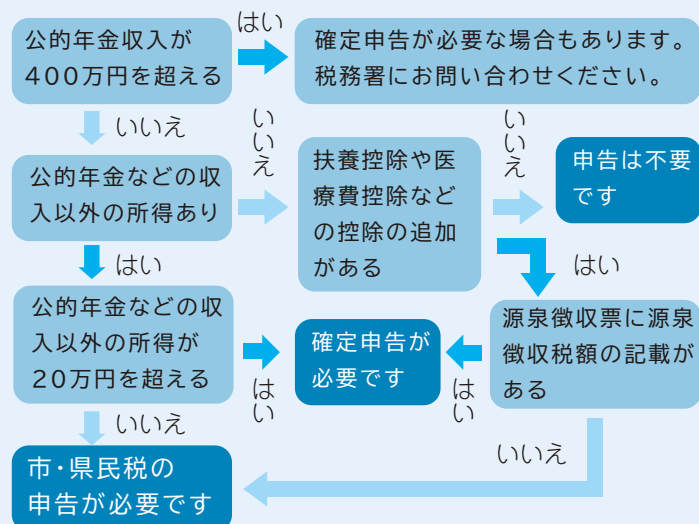
営業・農業・不動産収入などがあつた方



収入なしの人、非課税所得のみ(失業保険、遺族年金、障害年金等)があつた方

右ページ「申告が必要な方」に該当する場合、市・県民税の申告が必要です

主に年金収入があつた方



確定申告について

問い合わせ先 敦賀税務署 ☎22・1010

スマホ申告が便利です

マイナンバーカードとスマホがあれば、いつでも自宅などからe-Taxで申告書などを提出することができます。

スマホを利用した申告はこちらから



申告会場について

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要となりますので、国税庁LINE公式アカウントでの事前発行をご利用ください。入場整理券の発行は当日も行っていただけます。配布状況は国税庁HPをご確認ください。

国税庁LINE公式アカウントを登録はこちらから



お問い合わせ

税務相談チャットボット(税務職員ふたば)において、ご質問内容を自由入力もしくはメニュー選択していただく、AI(人工知能)がわかりやすく回答します。

チャットボットの利用はこちらから



税の申告

正しく、忘れずに

申告期間

2月16日(金)～3月15日(金) 9時～16時 ※土・日祝除く

所得税などの確定申告	敦賀税務署
市・県民税 国民健康保険税の申告	敦賀市役所1階オープンスペース
農業所得の申告 会場:JA福井県敦賀支店 ※午前、午後各20組までの受付となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●2月16日(金)～2月20日(火) ※土日除く ▶対象地区:栗野地区 ●2月21日(水)、22日(木)、3月1日(金) ▶対象地区:東浦地区、東郷地区、中郷地区、愛発地区 ●3月4日(月)～3月8日(金) ▶対象地区:市内全地区

市・県民税、国民健康保険税の申告について

問い合わせ先 税務課 ☎22-8106

- ▶できる限り、郵送での申告をお願いします。
- ▶パソコンで申告書の作成ができます。(2月上旬から市HPに掲載予定)
- ▶データ送信はできません。印刷して添付書類と併せて郵送してください。

申告する 必要のない方

- 令和6年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があつた方
収入が全くなかつた方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方で、
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方または加入予定の方ならびにその世帯主
- 国民年金保険料の免除・児童手当等の支給を受けている方または受ける予定の方
- 障害者福祉・高齢者福祉に関して、所得に応じて助成額等が変わる制度を利用される方
令和6年度に市内の幼稚園・認定こども園・保育所に在園する園児(予定も含む)の保護者の方または小規模保育事業を利用される児童(予定も含む)の保護者の方
- 税務署に所得税の確定申告をする方
- 1か所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
公的年金収入のみで、各種控除を受けなくても市・県民税の申告しない方

申告が必要な方

申告に必要なもの

- 令和5年分源泉徴収票(給与・年金収入がある方)
- 申告する方の本人確認書類(マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード+運転免許証など)
- 収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書(営業等、農業、不動産収入のある方)
- ※事前に収支を計算してください。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料等の領収書または支払証明書
- 医療費控除明細書(医療費等を事前に集計した上で申告をお願いします)
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳(または障害者に準ずるとして市町村長が交付した認定書)
- 寄附金受領証明書

税理士による確定申告
出張相談
○日程 2/16(金)～22(木) ※土日除く
○場所 敦賀市役所1階 オープンスペース